

議案第 57 号

みよし市下水道条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、災害その他非常の場合における排水設備等の工事について、他の市町村長の指定を受けた者が工事を行うための事項を規定するため必要があるからである。

みよし市下水道条例の一部を改正する条例

みよし市下水道条例（昭和 6 2 年三好町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「規則で定める軽微な工事」を「次に掲げる工事」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市下水道条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の新設等の工事（<u>次に掲げる工事</u>を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 <u>(1) 規則で定める軽微な工事</u> <u>(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該他の市町村長の指定を受けた者が行う工事</u>	(排水設備等の工事の実施) 第8条 排水設備等の新設等の工事（<u>規則で定める軽微な工事</u>を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。